

# 変動金利定期預金規定

令和2年4月1日改定

## 1. 自動継続

- (1) 変動金利定期預金（以下、「この預金」といいます。）のうち自動継続扱いのものは、前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は999回を限度とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその6ヵ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については、自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日におけるスプレット利率を加える方式により算定するものとします。  
ただし、この預金の継続後の利率について、前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日。以下同じです。）までにその旨を申出てください。

## 2. 預金の支払時期等

- (1) この預金のうち自動継続扱いでないものは、通帳・証書記載の満期日以後に支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱いのものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

## 3. 利率の変更

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第3条および第4条第1項において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし次の6ヵ月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（自由金利型定期預金の最低預入金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じたスプレット利率を加える方式により算定するものとします。  
ただし、この預金の利率について前記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

## 4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数により計算し、次の通り支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6ヵ月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下、「中間利払日数」といいます。）および通帳・証書記載の中間利払利率（第3条により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。自動継続扱いの場合の継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下、「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ振替します。
  - ② 中間利払日数および通帳・証書記載の利率（第3条により利率を変更したときは変更後の利率。自動継続扱いの場合の継続後の預金の利率は、第1条第2項の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。  
ただし、自動継続扱いの場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、指定口座への振替または元金への組入れにより、その満期日に支払います。
  - ③ この預金について6ヵ月複利で利息計算する方法を指定した場合（以下、「複利型」といいます。）の利息は、第1号および第2号にかかわらず、預入日から満期日までの日数および約定利率によって6ヵ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。  
ただし、自動継続扱いの場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、指定口座への振替または元金への組入れにより、その満期日に支払います。
  - ④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳式の場合、通帳、証書式の場合、証書とともに提出してください。
- (2) この預金の満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合における満期日以後の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) 当金庫がこの預金を定期預金共通規定第5条第1項により満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第5条第3項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日（継続したときは、最後の継続日。以下同じです。）の6ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6ヵ月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下、「期限前解約利息」といいます。）をこの預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×50%

b. 1年以上3年未満 約定利率×70%

ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

B 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%

b. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×50%

c. 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×60%

d. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×70%

e. 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×90%

ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6ヵ月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

a. 6ヵ月未満 解約日における普通預金の利率

b. 6ヵ月以上1年未満 約定利率×40%

c. 1年以上1年6ヵ月未満 約定利率×50%

d. 1年6ヵ月以上2年未満 約定利率×60%

e. 2年以上2年6ヵ月未満 約定利率×70%

f. 2年6ヵ月以上3年未満 約定利率×90%

ただし、bからfについては、解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率とします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5. 規定の変更等

(1) この規定は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規定の各条項および取引期間、金額、金利その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更できるものとします。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める1ヵ月以上の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上